

## 令和5年12月定例会会議録

令和5年豊郷町議会12月定例会は、令和5年12月5日豊郷町役場内に招集された。

### 1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	長谷川 貴 康
2 番	西 山 一 男
3 番	井 上 喜美子
4 番	本 田 清 春
5 番	辻 本 勇
6 番	中 島 政 幸
7 番	村 岸 善 一
8 番	前 田 広 幸
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

### 2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

### 3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	清 水 純一郎
企 画 振 興 課 長	山 田 篤 史
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ちあき
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
住 民 生 活 課 長	辰 見 栄 子
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地域整備課長兼上下水道課長	山 田 裕 樹

産 業 振 興 課 長                   岡 村 浩 孝

教 育 次 長                       西 山 喜 代 史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長               森 本 智 宏

書                               記           喜 多 博 紀

5、提案された議案は次のとおり

議第95号      豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

議第96号      豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例案

議第97号      豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議第98号      豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例案

議第99号      令和5年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）

議第100号     令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

議第101号     令和5年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第102号     令和5年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

一般質問

**村岸議長** 皆さん、おはようございます。定刻時間より少し早いですが、皆さんおそろい  
ですので、ただいまから令和5年12月第4回豊郷町議会定例会を開会いたし  
ます。

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって  
第4回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時57分)

最初に注意事項をご説明いたします。会議規則に基づき、規則を遵守願います。  
お手元の携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただ  
きますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議  
事の妨害となる言動をお慎みください。採決の際はみだりに離席をしないよう  
お願いいたします。そうした中でも特にお願いしておきたいことは、発言は全て  
簡明にするものとし、議題外にわたり、またその範囲を超えた発言をされませ  
んようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協  
力のほど、よろしくをお願いいたします。なお、傍聴者の方につきましては、静かに  
傍聴していただきたく思います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、井上喜美子君、4  
番、本田清春君を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から12月22日までの18日間としたいと思いま  
すが、これにご異議ありませんか。

**議 員** 異議なし。

**村岸議長** 異議なしと認めます。よって、会期は本日より22日までの18日間と決しま  
した。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法の規定により、令  
和5年7月分から9月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提  
出されていますから、ご了承願います。

次に、地方自治法の規定により、本定例会の説明員として、お手元に配付の文  
書のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

議長公務としての報告事項ならびに一部事務組合議会の結果報告が提出され  
ています。お手元に配付しているとおりですので、ご了承ください。

日程第4、議第95号豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案を

議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

**伊藤町長** 議長。

**村岸議長** はい。

**伊藤町長** 皆さん、おはようございます。本日、令和5年第4回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼申し上げます。また、皆さん方には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご高配を賜っておりますこと重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、今期定例会には条例改正4件、令和5年度豊郷町一般会計及び各特別会計の補正予算案件4件の、計8件の議案を提案させていただいております。

それでは、議第95号豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。本条例案は県制度の対象者拡充に伴い、本町制度の対象者を県制度に加え、さらに拡充するもので、また、これまでの子育て応援医療費助成条例を廃止し、福祉医療費助成条例と統合するものでございます。

主な改正内容といたしましては、精神障害者保健福祉手帳1級、2級を制度の対象とする所要の改正であります。なお、子どもの医療費助成につきましては従来に引き続き、0歳から高校生世代までを対象としており、県の条例準則に合わせた所要の改正でございます。施行日は令和6年4月1日です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**村岸議長** それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

**今村議員** 12番。

**村岸議長** 今村議員。

**今村議員** 議第95号豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案につきまして、質疑を行います。

今回の条例改正の中で特にお聞きしたいのは、この条例第2条の中で、重度心身障害者というところの新旧改正がございしますが、その中で私が実態をお聞きしたいなと思っておりますのは、この旧重度心身障害者（児）は、次のいずれかに該当するものを言うと、その中で、アで身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の程度が1級、2級または3級に該当する者、そういうのが旧条例なんです。今度の新条例では、そのところが別表5という定め、障害の程度が1級または2級に該当するものと、ここには3級が含まれないというのが、新しく改正条例に書かれているんです。改正案には。

それで、中で読んでいくと、このイの条項で、これまで、従来は知的障害と判

定され、療育手帳の交付を受けているものというのが、この福祉医療の助成の対象でしたけれども、それに対して、この改正の方で見ると、イでは、身体障害者手帳の交付を受けた者で、規則別表の3級に該当するもの、また、ウでは、知的障害の程度が重度と判定されたもの、また、その後の方でカのところ、これ、これで、この本則変えているのを見ておきますと、この3級者とか、そういう人たちに対しては幾つかのハードルがあるみたいですよ。2つ以上該当するものがあれば、福祉医療が受けられるというふうになっているのは、わが町がこれまで障害者の皆さん、身体、それから精神含めて、産休までは医療費助成をしているというのに、何かこれは後退するような中身が変わっているんじゃないのかなという疑念を持ちましたので、もう少し詳しく、この中身について説明をお願いいたします。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

ただいま今村議員がおっしゃった質疑の内容ですが、大変恐縮ですが、今回提出議案につきましては、その後差し替えをさせていただいております。今おっしゃった内容につきましては差替え前の議案だと思っておりますので、再度ご確認の方をお願いしたいと思います。差替えにつきましては大変申し訳ないんですが、差替え後の議案の方でよろしく申し上げます。

以上です。

今村議員 はい。

村岸議長 今村議員。

今村議員 差替えが出されたということですけど、私の疑問は、先ほど申し上げた点で、豊郷のこういう、障害者のお子さんや成人の方に対する医療費助成が、この条例改正によって、差替え後も含めて、これまで受けられた方々がこの対象にならないのではないかという疑念があるから聞いているんです。そういうことはちゃんと、条例提案者側としては、ちゃんと説明をしていただきたいと思っております。

村岸議長 森らあき保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

先ほど町長が条例案のご説明を申し上げましたとおり、現在の、今回の改正により、精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方を制度の対象として追加するものがございますので、対象者としては拡充しております。

以上です。

村岸議長 今村議員。

**今村議員** 今、精神障害者の1級、2級を拡充しているという説明でありました。1級、2級の人たちはそれで、障害者年金を併用している方もいらっしゃいますし、それは当然医療費も、そういうので無料化なんですけども、私がちょっと思っておるのは、今、豊郷町は県下の中で障害者に非常に手厚くしていただいているんです。ほかの市町では、医療費の福祉医療補助はないのに、豊郷ではあるということで豊郷に移ってこられて、住んでおられる障害者のご家族もいらっしゃいます。

だから3級というのが、従来、国・県やらの方針でいくと、その対象外になる人たちも豊郷町では対象にいただいているという、これまでの経緯がありますので、現在、3級者で対象になっておられる方の人数と、それはこの条例改正においても引き続きこの対象の範囲に入るのか、その点について答弁をお願いします。

**村岸議長** 森ちあき保健福祉課長。

**保健福祉課長** 今村議員の再々質疑にお答えをさせていただきます。

身体障害者につきましては3級の方を対象にさせていただいております。また、療育手帳をお持ちの方につきましても対象とさせていただいております。精神障害保健福祉手帳1、2級の方を今回対象とさせていただくものでございます。

以上です。

**村岸議長** ほかに質疑はありませんか。

**議員** なし。

**村岸議長** ないようですから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第95号豊郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

**議員** 異議なし。

**村岸議長** 異議なしと認めます。よって、議第95号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

日程第5、議第96号豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

**伊藤町長** 議長。

**村岸議長** 町長。

**伊藤町長** 議第96号豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例案の提案理由をご説明申し上げます。

放課後児童健全育成事業実施要綱が一部改正されたことを受け、所要の改正を行うものであります。改正内容としましては、放課後児童支援員の研修受講期間の経過措置を定める附則の改正となります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**村岸議長** これより質疑を行います。質疑はありますか。

**今村議員** はい。

**村岸議長** 12番、今村議員。

**今村議員** 議第96号豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして質疑を行います。

この附則改正部分で、当分の間、第10条第3項の規定の適用については、同項中修了した者とあるのは、修了した者、その者の研修計画を定めた上で放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含むとあるんですが、この2年以内にこの研修を修了する者を含むものとしているというのは、2年過ぎても研修が終わらなかった場合には、それはどういう対応になるのでしょうか。

当然、こういう研修は受けていただく体制つくるのは行政のお仕事だと思うんですが、何かこの書き方を読むと、2年以内という、2年過ぎたらどうなるんだろうという疑念も出ましたので、担当課の方からちょっと、今の現状と、修了してない方が指導員の方の中でどのくらいいらっしゃるって、その方たちがこの条例改正で、2年以内に修了するのか、それとも2年以内に修了する気がないのか、辞められるのか、いろいろ、聞き取りもしておられると思うので、条例をつくる立場に立てば、どういう状況なのか教えてください。

**教育次長** 議長。

**村岸議長** 西山教育次長。

**教育次長** 皆さん、改めましておはようございます。それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

経過、2年間のうちに研修を受けれないということにつきましてですけども、基本的には改正条例の附則の方に書いておりますとおり、研修計画を定めた上で、2年以内に研修を修了するというふうにありますので、当然、2年以内に研修の方が修了できるような計画を定めて研修の方を受けていただくという形になりますので、2年で終わるかなというふうには考えております。

現在、今、保護児童クラブの指導員につきましては13名おるんですけども、資格、全て今回の、いわゆる滋賀県知事の方が開催する資格の受講をした方は7

名、現時点で無資格の方は6名で、うち6名のうち1名は、今年度中に研修の方を受講して、受講の方を終了する予定となっております。こちらの方につきましては、改正条例ではないんですが、条例10条の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条の方をご覧いただければ分かるんですけれども、原則、1単位に1名の指導員を置かなければならないというふうになっておりますので、現在、無資格者の方6名おられますけれども、その方につきましては補助員という形で雇用の方となっておりますので、特に問題はないというふうに認識しております。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第96号豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、議第96号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第6、議第97号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第97号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の提案理由をご説明申し上げます。

特定教育・保育施設および特定地域型保育事業ならびに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が令和5年9月15日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 12番。

村岸議長 12番、今村議員。

今村議員 議第97号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、これは、当時この定性的なんです、豊郷町でこの条例に当てはまるそういう保育施設、また、特定教育施設というのは何か所あって、どういうところなんですか。それをちょっと、参考に教えてください。

村岸議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

この条例の規定の適用を受ける特定教育・保育施設につきましては、愛里保育園と崇徳保育園、豊郷幼稚園の3園でございます。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第97号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、議第97号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

日程第7、議第98号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第98号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の提案理由をご説明申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことを受け、所要の改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員 はい。

村岸議長 12番、今村議員。

今村議員 議第98号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、これは国の法改正に伴う条例改正という、今説明があったんですが、旧条例には、第13条で懲戒に係る権限の濫用禁止というのがあるんですが、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定による懲戒に関し、その利用乳幼児の福祉のために必要なときは身体的苦痛を与え、人格を辱める等、その権限を濫用してはならないと、これが削除されるんだけど、当たり前のことやなと思うんですけど、なんでこれが削除されるのかちょっと、国の、これが削除となった理由をちょっと教えていただけますか。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

懲戒権の削除の件につきましては、もう既に削除の方はされているんですけど、旧民法、民法の822条というのが旧民法であったんですけども、こちらの条文の中に、親権を行う者は監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができるという規定の方がございました。こちらにつきましては体罰を肯定するものということで、昨年民法の方の改正が行われまして、その条文そのものが削除されたことに伴い、その懲戒に関する規定というのは法体系上なくなりましたので、今回につきましては懲戒権限分の濫用禁止という、そもそも懲戒そのものができなくなっておりますので、その濫用禁止という部分については削除するものとなっております。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第98号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、議第98号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

日程第8、議第99号令和5年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)から、日程第11、議第102号令和5年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予

算（第2号）までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

**伊藤町長** 議長。

**村岸議長** 町長。

**伊藤町長** それでは、議第99号令和5年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）から、議第102号令和5年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）までの一般会計補正予算、各特別会計補正予算について、一括してご説明申し上げます。

まず、議第99号令和5年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億7,287万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を61億9,524万7,000円とするものであります。

歳入では地方特例交付金55万2,000円、国庫支出金9,026万7,000円、寄附金2億100万円、繰入金1億7,935万8,000円、諸収入56万2,000円、町債140万円を追加し、県支出金26万3,000円を減額するものであります。

次に、歳出では総務費3億3,649万3,000円、民生費3,717万円、衛生費4,037万6,000円、農林水産業費451万円、商工費19万8,000円、土木費342万3,000円、教育費5,070万6,000円を追加するものであります。繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費のとおりで、地方債の追加は、第3表地方債補正のとおりでございます。

次に、議第100号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ354万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を、それぞれ9億4,360万2,000円とするものであります。

歳入では県支出金354万6,000円、国庫支出金3万5,000円を追加し、繰入金3万5,000円を減額するものであります。

次に、歳出では保険給付費350万2,000円、保健事業費4万4,000円、諸支出金14万6,000円を追加し、基金積立金14万6,000円を減額するものです。

次に、議第101号令和5年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ106万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を、それぞれ7億3,741万円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金53万1,000円、繰入金53万1,000円を追加するものであります。

次に、歳出では総務費106万2,000円、諸支出金2万3,000円を追加し、基金積立金2万3,000円を減額するものであります。

最後に、議第102号令和5年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ41万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7,617万1,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金41万8,000円を減額し、歳出では総務費12万円を追加し、基金積立金53万8,000円を減額するものであります。

以上、議第99号から議第102号までを一括して説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**村岸議長** これより質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

**今村議員** はい。

**村岸議長** 12番、今村議員。

**今村議員** それでは、議第99号令和5年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）につきまして、まず9ページです。9ページの歳入の箇所、款14項1目1の民生費国庫負担金、これで、未熟児養育医療費補助金というのが114万2,000円、これ、国庫負担金で出て、あと、県負担金や歳出の部分あるんですが、これは、増額で上がってきていますから、何件あって、どうなのか、ちょっと。今年度、こういう未熟児の養育医療費補助金というのは、これを入れて何件あったのかを説明してください。

次に、10ページの方に入ります。款14項2目1、総務費国庫補助金の中で、ここに、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援交付金2,137万8,000円。また、その下で電気・ガス・食料品価格高騰支援交付金（低所得世帯）5,250万ですね、その下に電気・ガス・食料品価格高騰支援交付金（低所得世帯）、これは事務費ですからいいですわ。そういう電気・ガス・食料品の高騰の支援、国庫補助が出てるんですが、それぞれの内訳と、それからこの前、全協で対象世帯とかも聞きましたが、この低所得者の中には生活保護世帯も含まれると思うんです。これまで従来、国は、この生活保護世帯の収入認定はしなかったんですが、

今回は、同じようにこれは収入認定なくて7万円が支給されるのか。それと、この支給は、この補正あがりますが、限度の対象者に交付される予定はどのくらいを考えているのか、説明してください。

それと、10ページの下の方で、目5の教育費国庫補助金で学校施設環境改善交付金、中学校の防犯カメラを設置する補助金出ているんですが、これ、中学校、歳出でもありますが、どういう理由で、そういう防犯カメラの必要性があるのか、これまでも何かつけたような感じもしますけれども、状況的に、今回またこれが出てきているというのはどういうことなのか、説明してください。

次に12ページ。12ページの款17、項1、目2の総務費寄附金、この中で、ふるさと応援寄附金が1億9,400万円。ここで増額補正がされておりますが、今年度、このふるさと応援給付金で収入で入ったのは、この1億9,400万を含めてどれだけで、それで、どんな品物が、豊郷のふるさと納税の関係で一番、主な皆さんからそういう、これで品物を買っていただいているわけですが、どんなものなのか、そこら辺の概要だけ説明してください。

そして、その下の方に、款18繰入金、項1基金繰り入れの中で、目1の財政調整基金繰入金が1億7,035万8,000円。これは財政調整機能のある基金ですから、繰り出すこともあると思うんですが、今回の1億7,000万というのは、主にどの部門で、この補正で上げて、これを、国から来るお金も、特に来なくてもいろいろありますし、どういうことで1億7,000万という予算見積りが出たのか、その概要を説明してください。

次は歳出の方に行きます。歳出14ページ、14ページの款2、項1、目10の地域づくり推進事業費の中で、積立金で、豊郷小学校旧校舎管理基金積立金というので600万増額補正されているんですが、この600万はどういう寄附なのか。積立金って書いてあるんですが、中身、内訳について説明してください。

それから15ページ、歳出の方ですが、ここでは款3、項1、目6の福祉医療給付費のところで、19番、扶助費の中で、福祉医療費助成事業741万1,000円。下には未熟児の関係もありますが、その2つともちょっと、どういう中身なのか説明してください。

それから、16ページは、目3の愛里保育園施設費の中で、報酬が保育士さん34万2,000円、あと、給料、職員たちいろいろ、それぞれずっと減額の中で、報酬だけ上がっているんですが、この保育士さんの報酬等の、何がどうなったのか、ちょっと説明してください。

それから、次が18ページ。歳出18ページ、18ページの款6、項1、そして目2の農業総務費の中で、負補交で農業経営継続支援事業補助金262

万6,000円という増額補正が上がっておりますが、これも内訳を説明してください。

その下の方で、教育費の中で、目3の教育振興費で、負補交で小・中学校入学助成金42万5,000円。また、扶助費でマイナス150万、要保護及び準要保護児童生徒援助費が減額ですが、これも、こういうふうになった内訳、ちょっと、説明お願いいたします。

続きまして、議第101号、令和5年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、6ページで、歳出の方ですね、6ページの款4、項1、目1介護給付準備基金積立金、ここで、若干の減額はありますが、2,163万今回補正しておられますが、プラスあるんですが、2.3、2万3,000円減らすって書いてありますが、この2,163万は、これを入れてみると、今、基金現在高って、入れるとどれだけなるんでしょうか。それをちょっと、説明をお願いしたいと思います。

それだけです。よろしく申し上げます。

保健福祉課長

議長。

村岸議長

森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長

今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、私の方からは歳入9ページの未熟児養育医療費補助金ですが、何件ですかということですが、当初1件を、1人を見てたんですけども、現状、4人ということで、補正の方をさせていただいております。4名です。

続きまして、10ページの14、2、1、総務費補助金の中の、私の方からは電気・ガス・食料品価格高騰支援交付金(低所得世帯)の5,250万ですが、こちらの内訳は、7万円掛ける750世帯ということで5,250万円を計上させていただきました。これまでと同様、生活保護の収入認定ということにはされないというようになっております。また既に、こちらの事業ですが、7万円は3万円の追加給付ということになっておりまして、既に3万円を支給済みの世帯と、また、追加の給付ということで、既に3万円支給済みの740世帯、追加の給付、新規で10件を見ております。

続きまして、福祉医療費の関係です。歳出の15ページをお願いします。款3民生費、項1社会福祉費、目6福祉医療給付費の19扶助費、福祉医療費助成事業741万1,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、現年見込みによる増額を上げさせていただいているんですが、内訳はということでした。見込み、今の現状でいきますと、11月の現状ですが、乳幼児が4,300件ほどありまして、重心障害の関係につきましては1,500件ほど

ございます。また、75歳から74歳の老人につきましては2,100件ほどございまして、これを、当初と比較しますと見込みが増えているということで、741万1,000円を計上させていただいております。

以上です。

**村岸議長**  
**教育次長**

西山教育次長。

それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

私の方からは、議第99号一般会計補正予算(第7号)の、まず10ページの、教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金の事業内容はということですが、防犯カメラ、現在、豊日中学校に20台設置をしております、今現在4台故障しておりますので、経年劣化でそれぞれ故障していておりますので、今回、一気に全て更新の方をしようかということで、交付金の方の計上をしております。

続きまして、歳出の16ページ、愛保育園施設費の報酬等給与減額等につきましてですけれども、報酬の保育士につきましては、年度途中で1名加配が必要な状況になった子どもさんがおられますので、1名新規に雇用するために、報酬と期末手当のパートタイム会計年度任用職員分の方を補正計上をしております。給与の減額につきましては、総務の方になるんですけども、当初で見込んでいた保育士の人材の確保ができなかった部分について減額の方をされていると聞いております。

続きまして18ページ目3、教育振興費の、18と19ですけれども、小・中学校入学助成金の内訳ということですが、こちらにつきましては、6月補正で、中学校、現在の在校生の皆さんにヘルメットの現物支給をしたんですけども、来年度につきましては入学助成金の方を増額して、そのお金で個別に買っていただくという現金支給の方に変えますので、その分を5,000円分、ヘルメットが今回5,000円程度で買えましたので、5,000円分を85名分として42万5,000円計上をしております。

扶助費の150万の減額につきましては、当初見込んでいた就学援助の対象の方が小学校66名、中学校43名で当初積算の方をしていたんですが、現時点で小学校が47名、中学校が42名ということで、決算見込みに伴いまして150万円減額するものでございます。

以上です。

**企画振興課長**  
**村岸議長**  
**企画振興課長**

議長。

山田企画振興課長。

今村議員の質疑にお答えいたします。

私の方からは10ページの14国庫支出金、項2の国庫補助金の電気・ガス・食料品価格高騰支援交付金の内訳につきましてご説明させていただきます。

まず、18ページの7商工費、1商工費の商工振興費のうち、1,287万8,000円を充当させていただいておりますのと、あと、15ページの3民生費、1社会福祉費、1社会福祉総務費の国庫支出金のところで550万円を充当しております。あと、17ページの款6農林水産業費、項1農業費、2農業総務費のうち300万円を充当させていただいております。

あと、12ページの17寄附金、1寄附金、2総務費寄附金のうちの、ふるさと応援寄附金の今年度の見込みがどれぐらいかということやったと思うんですけども、年度途中なんですけども、11月末で2億3,610万円でございます。あと、主な返礼品についてご質問があったと思うんですけども、主な返礼品につきましてはお肉が主な返礼品となっております。

以上です。

産業振興課長 議長。

村岸議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 今村議員のご質疑にお答えをいたします。

私の方は18ページ、農林水産業費、農業費の負補交の262万6,000円、農業経営継続支援事業補助金の内訳ということですが、こちらにつきましては、本年度、町内農業者さんに対しまして、生産意欲の維持と農業経営の安定化を図るために、補助金の方を交付する予定でありました。そのうち水稲につきましては、今年度、猛暑のため収穫量が低下したということでもありますので、その部分の単価を上方修正をいたしました。その分の増額について上げさせていただいております。内訳につきましては、10アール当たりの単価になりまして、面積が2万6,255.9アールですので、その1,000円を上方補正させていただきましたので、その分について上げさせていただいております。

以上です。

総務課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、12ページです。款18の繰入金の財政調整基金の繰入金につきましてですけれども、これにつきましては、議員もご承知のとおり財源調整になってまいりますので、今回補正させていただいて、国費等の特定財源のついてないものは全て財調の方から見っております。

それから次に14ページの歳出、総務費の地域づくり推進事業の積立金につ

いてですけども、これにつきましては、先ほど企画振興課長の方からご説明させていただきました、ふるさと納税の方で、寄附で入るであろう見込みの金額をそのまま積立てに回しているということですので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

**村岸議長** 小西直美医療保険課長。

**医療保険課長** 今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

議第101号令和5年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の6ページであります。款4基金積立金、項1基金積立金、目、介護給付準備基金積立金につきましてでございますが、補正後の予算ベースで5,604万6,968円となっております。

以上です。

**村岸議長** ほかに質疑はありませんか。

**議 員** なし。

**村岸議長** ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第99号令和5年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)を予算決算常任委員会に、議第100号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)、議第101号令和5年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、議第102号令和5年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)を、文教民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

**議 員** 異議なし。

**村岸議長** 異議なしと認めます。

よって、議第99号を予算決算常任委員会に、議第100号、議第101号、議第102号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩といたしたいと思っております。

(午前 9時56分 休憩)

---

(午前10時07分 再開)

**村岸議長** 日程第12、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は、会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会運営にご協力の

ほど、お願いいたします。

なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしくお願いいたします。また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆さんはご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、中島政幸君の質問を許します。

中島議員

はい、議長。

村岸議長

中島君。

中島議員

それでは一般質問に入ります。猛暑での農作物の影響について、町長にお伺いをいたします。

農水省は、2023年産水稻うるち米1等米比率が9月末時点で59.6%と発表しております。現行調査を始めてから過去10年の62%を下回り、猛暑の影響で、東北や北陸の主産地を含む11県で、前年同時期より10ポイント以上下落し、新潟県では前年比60.9ポイント下落。1等米比率は13.5%で、滋賀県では前年比7.5%の下落、1等米比率57.4%と発表されております。東京都を除き、全国46都道府県、前年比マイナスポイントは35道府県に及んでおり、農家の収入も減り、経営の打撃となることが懸念されています。

そこで、豊郷町はどのような状況なのかお聞きいたします。

産業振興課長

議長。

村岸議長

岡村産業振興課長。

産業振興課長

中島議員の、猛暑での農作物の影響についてにお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、農水省が10月31日に、猛暑の影響により1等米の比率が過去最低との報告をなされました。本町の現状はと言いますと、東部営農センターにお聞きしたところ、出荷量が例年の約80%とのことでした。認定農業者さんにお話を伺いまして、単収一俵は例年より少ないとおっしゃっておられました。また、1等米比率につきましては、暑さに弱い、特に和製のコシヒカリ、キヌヒカリに影響が大きかったということをお聞きいたしております。

豊郷町の現状としては以上です。

村岸議長

再質問をお願いします。

中島議員

それでは、まだまだ全国的に見てもあまりよろしくない、それに同様して豊郷町もあまりよろしくないということが分かりましたけども、その分を加味して、国や県の支援は今どのような現状、状況なのか。また、豊郷町独自の支援を考えているのかどうかをお聞きいたします。

村岸議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 中島議員の再質問にお答えをいたします。

国・県の支援があるかという話ですけれども、まず、国につきましては、今年度、化学肥料低減・定着対策事業を実施されます。これは肥料価格高騰対策事業の一環として、農家の皆様に令和5年6月から令和5年12月に購入した費用の一部が対象となっております。この事業に関しては、各農業者さんの方にチラシ等を配布させていただいております。

また、県の事業としては、今のところ、まだ県の案の段階なんですけれども、確定はしておりませんが、農業用の資材への補助を考えておられます。今後動きがありましたら、速やかに実施させていただきたいと思っております。

豊郷町の独自の事業ということですので、豊郷町の独自事業といたしましては、今年度、農業経営継続支援事業といたしまして、農業用の燃油、肥料価格等の高騰により影響を受ける町内農業者さんに対し、農業経営の安定化を図るため補助事業を実施いたします。また、この補助事業のうち、今年度の猛暑により、米の取れ高の減少や、1等米比率の下落を勘案して、水稻の補助単価を1,500円から2,500円に上方修正させていただきました。今回の補正予算に提案させていただいております。少しでも農業者さんへの一助となればと思っております。

以上です。

村岸議長 再々質問。

中島議員 では、再々質問に入ります。

多くの産業や業種において労働者不足が深刻化している中で、農業は少子高齢化の影響を受けやすく、今年度のような市場状況により、収入が見込みよりも減少し、それが懸念されて後継者不足と、新規就農者への減少も相まって人手不足が一段と深刻化されて、増していくのではないかというふうにもまた考えられるわけなんです。そこで、今後対策を、気象状況にもよるんですが、今後、このようなこともあり得るということを前提に置いて今後の対策を考えなければいけないと思いますが、対策案はあるのかをお聞きいたします。

産業振興課長 議長。

村岸議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 中島議員の再々質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、農業に関しましては高齢化や人口減少に伴いまして、担い手不足は全国的にも大きな問題であります。豊郷町においても例外ではございません。今後、どういう対策があるかということですが、なかなかこ

う、担い手不足についての、代わるものについてはなかなか難しいものがありますので、今後、そちらにつきましては、国と県等の事業につきまして、皆さん方に勉強して、通知の方をさせていただきたいと考えております。

今年度のような気象異常による収入減少となるようなものについての補償はなかなか難しいものがございます。ですので今、案として考えておりますのは、農業経営収入保険制度というものがございます。こちらにつきましては国の恒久的な農業経営安定対策の機関として位置づけられた保険制度でありますので、今、案の段階ですけれども、農業者さんの経営が不安定な状況が続いていることから、この収入保険の保険料を、一部補助を考えて、来年度から実施したいなどというような案は持っております。

以上です。

村岸議長

次の質問。

中島議員

では、よろしく願いいたします。しっかり進めていただきたいと思います。

それでは次の質問に入ります。ふるさと納税の今後の展開について、町長にお聞きいたします。

2016年から、豊郷町でも返礼品を対象とした本格的なふるさと納税のスタートを切りました。2023年10月からは返礼品に関するルールが厳格化され、ふるさと納税にとって新たな年が始まります。今後の課題と展開をお聞きいたします。

1. 豊郷町の今年度のふるさと納税の現状と寄附額の最終予測は。

2. ふるさと納税の来季目標とする寄附額は。

3. 2023年10月から返礼品に関するルールで、以下の2つが厳格化されました。①必要経費5割ルールの厳格化、募集に関する費用、ワンストップ特例事務や寄附金受領書などの手数料に付随する隠れ経費の部分です。②地場産地品基準の厳格化、加工品のうち熟成肉と精米は原材料を同一の都道府県に限るというルール変更で、返礼品の値上がりや量が減ったり、質が落ちるなどの可能性や、寄附金受領書の送付などの利用者負担になる可能性が考えられると指摘されておりますが、その影響と対策は。

4. ふるさと納税の今後の取組と考え方をお聞きいたします。

企画振興課長

はい。

村岸議長

山田企画振興課長。

企画振興課長

中島議員の、ふるさと納税の今後の展開についてのご質問にお答えいたします。

1点目の、今年度のふるさと納税の現状につきましては、11月末現在で2

億3,610万円でございます。昨年の同時期に比べますと2,213万円の増額となっております。これは10月からのルール改正による駆け込み需要の影響と考えております。また今年度の最終予測額は昨年度並みの4億6,000万円と見込んでいます。

2点目の、来期の目標額は5億円を目標としています。

3点目の、10月からのルール改正による影響と対策につきまして、必要経費の5割ルールの厳格によりまして、ほとんどの返礼品で寄附金額の増額、いわゆる寄附単価の値上げを行っております。このことにより寄附件数に影響が考えられます。

4点目の、ふるさと納税の今後の取組と考え方につきましては、豊郷町という地名を全国に発信し、多くの方に賛同をいただき、寄附につながるよう町のPRと返礼品の充実に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

村岸議長

再質問。

中島議員

それでは再質問に入ります。

ふるさと納税のルール変更は過去にも何度かあったかと思えます。2019年には制度の整備が行われて、還元率から質の高さや、体験・交流へと変化が見られ、2020年代には、ふるさと納税はこれまで以上に質の充実と多様化が進んでおります。

最近では、モノからコトへの関心が広がる傾向にあります。例えば体験型オーナー制度、便利なサービス、オリジナルの製品などがあり、体験型ではものづくり、オーナー制度では学べる米づくり権利、調べてみると、10万円ぐらいからになります。おもしろいところへいくと酒造タンクまるごとオーナーだとか、ここら辺でいくと金額がぐっと上がって1,100万円ぐらいやったと思えますけど、タンクごとで。これでも完売しているんですね、意外と。

あと、便利なサービスでは、全国的に問題ですが、空き家見守りサービスっていうのも実施されているような自治体もあるようです。あと、実家などの、地方におられて、こちらが空き家になっていて、実家などの面倒が見られないというところで、お庭の整理とか家の掃除、清掃や家屋の状況報告を、逆に返礼品としてふるさと納税で出すと、どのような形を取っておられるかというたら、ふるさと納税に出して、シルバー人材とか、そこら辺に委託して逆に使ってもらおう。その場合は対象者が特定されてきますので、その方にこのようなサービスがありますよという形を出していくという形です。簡単なことを言えば、そんなこともやればいいのかと思っております。

あと、オーナーサービスとか、前回も、全員協議会でもありました近江鉄道の再生構築の計画の中でも、その中でもふるさと納税の返礼品の中で、枕木のオーナー制度とか、そのようなことを考えていくと。今まではものを売るというような感覚、つくって、モノを売る。それはそのまま継続していただいて結構だと思いますが、これからは、それらはモノ・ゴト、豊郷町の魅力の発信とかね、そこら辺を、今までは商品にならなかったように考えるようなやつも商品にしていくというふうなことが、来年度の目標額が5億とするならば、多分今でも（聞きとり不能）やと思うんで、そのようなことが必要だと思います。

また、お礼品の中で、それをつくられた、関わってくる人、町にまつわるストーリーなどをつくって返礼品にされている。そのようなことも注目されているというふうなことで、ありとあらゆることにふるさと納税が利用されているということもつけ加えておきます。また、寄附金の使いみちにも関心も高まって、自治体がオーナーとなり、特定の目標、目標金額を掲げたガバメントクラウドファンディングも増えているというところです。何かを町が、何かの施設をつくるとか、例えば豊郷町を桜のまちにしたいとか、何でもいいんですけど、そこら辺で、クラウドファンディングでオーナーを募るというようなところで十分に使えると思うので、知恵を絞っていろいろなことを考えていただいて、税収を増やしていただきたいと思います。

あとは、様々な知恵がかけ合わされて、活用の幅がどんどん広がっているわけなんですけど、お礼品を中心とするわけではなく、地域にお金が循環して、制度本来の趣旨に従った活用の仕方や創意工夫も考えていかなければならない。新たなルールでは、より一層、地域内経済循環拡大につながるようなことが必要となり、そのようなことが大切に思われます。ふるさと納税をきっかけに起こっている活性化の波やお金の循環を止めないこと、これからは。体験型や寄附者とのコミュニケーションや観光推進により、豊郷町といかに関わってくれる人を増やすかを考えていく、単価を上げることになれば寄附額は自然増となるが、努力値では寄附額を上げることには、先ほども言いましたけども、なかなか頭打ち状態ではないかと。今までの取組と同時にですね、新たな形を展開していかなければならないと思いますが、どのように進めていくのか、再度お聞きいたします。

企画振興課長 はい。

村岸議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 中島議員の再質問にお答えいたします。

新たな展開と、どのように進めていくかということですが、これからも多くの方に豊郷町を知っていただくためにも、行政だけが情報発信するのではなく、住

民の方を巻き込んで町の情報発信ができないかということ、今、コンサルの業者に相談しているところでございます。

以上です。

村岸議長

再々質問。

中島議員

行政だけでなく、官民一体となって取り組んでいかないかという、コンサルに相談されているということで、いい方向ですねという感じですけど。

再々質問に入ります。2016年以降、順調に寄附額が増えていることを考えると、新旧を含めですね、リピーターが多いとも考えられると。豊郷に関心を持ち、たびたび訪れたりして関わってくれているファンが増えていることは想像できます。より豊郷のファンを増やす方法に、先ほども言ったようにクラウドファンディングのようなものを使っていけばいいかなと思いますが、コンサル等を考えておられて、今、住民さんと一緒になってできないかというような考え方は、私の考え方と同じような考え方だと思います。

これからは、お金以外のモノ・ヒトを動かすとなると、そのようなことを考えるのであれば、本当に行政だけの知恵ではなかなかもう頭打ち、民間だけでもなかなかやりにくいというので、官民一体となってやっていただくと、お金以外のモノとかヒトを動かすには、そのようなプラットフォームが必要ではないかというふうに考えています。行政だけの年代を問わず、幅広いチームを構成して地域の産品を発掘し、自治体は地域の稼ぐ力を引き出すと、その牽引役でいいんじゃないかと、行政、自治体は。そのような重要性が今後は増してくるのではないかと考えております。

今、課長の方がそのようなことを考えているというふうにおっしゃっていただいたので少し安心しているんですけど、仮にそんなことに取り組まなくても、その波には必ず飲み込まれていきますので、全国的にはそういうふうな傾向になっていますから、同じ波に乗るのであれば、より一層真剣に取り組んで、スピード感を持って、今後の寄附金、集めるのではなく、このようなことがしたい、これを実現するために新しい取組を町全体で考えて、今何をするのかを明確にすることといったことから、逆からの発想を求めます。結果、寄附者にも喜んでもらい、町民の方々の暮らしに役立つことを考えていけると、そのような方向性を提案するのか、答弁を求めます。

企画振興課長

はい。

村岸議長

山田企画振興課長。

企画振興課長

中島議員の再々質問にお答えいたします。

最近ですと、若い人が、自分で動画を撮ってSNSで発信するような方などが

増えていると聞いています。そのように、住民の方が町のPR動画を作成して、情報発信してもらえれば幸いかと思っております。それには例えば、PR動画をつくりたいと思っている方に向けて、PR動画をつくる講座を開いて、情報発信をしやすいとか、そうすることによって、行政では気づかない町の魅力発信につながったり、また、それがふるさと納税の寄附につながればいいかと思っております。

また、先ほど再々質問の中でリピーターという発言がありましたが、リピーターを増やす取組として、本町に寄附をしていただいた方を対象にサンクスメールというお礼のメールを送って、また継続して、本町への寄附をしていただけるような取組も今年度より実施しております。

以上です。

**村岸議長** 次に、西澤博一君の質問を許します。

**西澤議員** それでは、一般質問をさせていただきます。

「福祉医療費助成」の拡充はということで、福祉医療費助成制度における精神障害者の診療科目の拡充については、「県は令和2年、令和3年と、まず2カ年をかけて、今回積み残した医療資源、福祉医療、事務局体制、保険事業などの課題についての方向性について、皆さんと合意形成し、令和4年、5年で具体的な分担や財政措置について議論し、令和6年での流れでいきたい」という、三日月知事からの首長会議での答弁でありました。

しかしながら、1級、2級の障害者に対し、県は予算の措置を行うのか、また、どのような方向にあるのか、町はどのように対応するのか明確に示されておらず、また、県が高校生世代までの福祉医療費助成を拡充すると新聞等で報道されているが、具体的な時期が示されていない。その後、どのように進められておられるのか答弁を求めます。

**保健福祉課長** 議長。

**村岸議長** 森らあき保健福祉課長。

**保健福祉課長** 西澤議員の、福祉医療費助成の拡充についてのご質問にお答えをさせていただきます。

県制度では、令和6年4月1日から2つの拡充を予定しています。1つは、子どもの医療費助成に高校生世代を加えること、もう1つは、重度障害者（児）の制度に精神障害者保健福祉手帳1級ならびに一部2級を加えます。予算措置についてですが、県制度分は県が予算措置を行います。県が示している補助率は、高校生世帯分は個人負担分を除いた10分の10を、重度障害者（児）分は2分の1です。県制度拡充の実施時期は令和6年度中とされており、各市町に実施時

期を委ねられております。本町では、重度障害者（児）の制度に精神保健福祉手帳1級、2級の方を加え、令和6年4月1日から実施できるよう準備を進めたいと考えております。

今後の予定としましては、本12月議会に上程しております条例改正と、制度対象者拡充に伴うシステム改修等を含む補正予算を議員の皆様にご審議いただき、本議会で可決されましたら、年度内にシステム改修、住民の皆様への周知、申請の受け付け、医療券の発送を進めてまいります。ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上です。

村岸議長

再質問。

西澤議員

それでは、再質問をさせていただきます。

この件につきましては、先ほど述べましたように県の方で進められているのはお聞きしております。令和2年の11月25日、また、令和2年の8月28日に市町等々で議論され、ほぼ合意を得たような形で進んでいることとお聞きいたしました。また、今年度において8月のあたりでちょっとお聞きしたんですけども、滋賀県の6町の首長が会議を開き、どのような方向性で進めていくかということもお聞きしております。市町によっては、対応等々は異なると思いますけども、どういう形になるか私も分かりませんので、今日はこういう質問をさせていただきます。

その上で1つ、まず、拡充に伴う町の予算はどのぐらい増えるのか、また、事業開始に向けての予算計上の時期はいつになるのか。また、2点目ですけども、県制度の拡充について、高校生世代の拡充は令和6年4月から全ての市町が実施するというのを聞いておりますが、障害者への拡充の時期が市町に委ねていることから、どれぐらいの市町が4月から始めるのか確定はしてないかなと思うので、その点についてお聞きしたいのと、3点目ですけども、県の拡充に併せて、豊郷町は精神障害者2級を対象とするが、ほかの市町で実施しているのか、どこもしていない特別な事情でもあるのかお聞きしたいと思います。この間のお話でありますと、前聞いていると、本町がどういうふうにされるか分かりませんが、一応、今の3点について答弁をお願いいたします。

保健福祉課長

議長。

村岸議長

森らあき保健福祉課長。

保健福祉課長

西澤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

この事業拡充に伴う町の予算についてですが、高校生世代につきましては400万円の減額、障害者の拡充分につきましては800万円の増額を見込

んでおりまして、年間400万円の増額を見込んでいます。事業予算の計上の時期ですけれども、令和6年度の当初予算で計上したいと考えております。

また、今お尋ねの制度の拡充の時期ですけれども、県内においては、高校世代につきましては、令和6年4月1日から全ての市町が制度を開始されるということで聞いておりまして、障害制度の拡充ですけれども、現在のところは11の市町が4月の診療分から実施するというように聞いております。

また、精神保健福祉手帳2級全てを対象としているのはどこかということでしたけれども、現状のところ、豊郷を含む4町と聞いております。豊郷町としては制度の間口を広げさせていただいておりますので、対象の方に非常に喜んでいただけるのかなと思っております。

以上です。

**村岸議長** 再々質問、ありますか。

**西澤議員** まず、今の課長の答弁の中で、予算につきましては分かりました。4月1日には全ての高校生がやると、障害については11市町で4月1日からやるということです。本町においてはさっきの、この夏、8月かに6町の話の中でありましたんですけれども、4町は2級対象であると。ほど、本町につきましては町長にお聞きしたいんですけれども、令和6年度について、令和6年度で予算化するということと、そして、今課長から答弁がありましたように、その4町の中に、ほか、こういう町以外はいつしはるのか知らんけれども、うちは6月1日から、4月1日から、6年度からやるということでお聞きしましたけれども、その点についてもう一度、明確な答弁をお願いしたいと思います。

**伊藤町長** 議長。

**村岸議長** 町長。

**伊藤町長** それでは、西澤議員さんの再々質問にお答えいたします。

令和6年の4月1日からということで、この話が出たときには、もう森課長と、どういうふうやっていくかということで、1級、2級、しっかりと全員の皆さん方に対応しようと、2級の方が、その対象になる人とならないという形の分け方が出されてきましたので、豊郷町としては1級、2級をしっかりと、全員に対応させていただくということで、それで、6町の首長会議というんか、総会やいろいろな議論の中で、4町だけが4月1日からということで、豊郷を含めて4町がするということで、しっかりと予算化させていただきたいと思っております。

以上です。

**村岸議長** 次の質問に入ってください。

**西澤議員** それでは2つ目ですけれども、带状疱疹予防接種の費用助成はということで、帯

状疱疹とは、子どもの頃にかかった水ぼうそうと同じウイルスが引き起こす病気のことであり、強い痛みと発疹を伴い、50歳以上からの発症率が高くなると言われております。

そこで、本町において予防接種の費用助成を行ってはどうかと考えておりますが、答弁を求めます。

**村岸議長** 小西直美医療保険課長。

**医療保険課長** 西澤議員の、带状疱疹予防接種費用助成はのご質問にお答えします。

予防接種の目的は、病気に対する免疫を付けたり、人に感染させてしまうことで社会に病気が蔓延することを防ぐことでもあります。感染症対策上、重要度が高いと考えられる予防接種については、予防接種法に基づき予防接種を受けることを勧めております。しかしながら、带状疱疹ワクチンは現在、任意の予防接種となっております。個人が病気にかかったり重症化することを防ぐために、本人の希望と、接種する医師の責任と判断によって行っています。そのため費用は原則自己負担となります。

議員がおっしゃいますように、带状疱疹は皮膚の痛みや水ぶくれを伴う赤い発疹があらわれ、徐々に痛みが強くなる症状があります。発症率は年齢とともに増加する傾向にあり、50歳代から増加、70歳代がピークとし、発症リスクが高くなると聞き及んでおります。带状疱疹予防接種費用の助成については、令和6年度予算にて、ワクチン接種の一部助成を検討しているところでございます。

以上でございます。

**村岸議長** 再質問。

**西澤議員** 私もこの带状疱疹予防接種いうのを調べたら、いろんなところ、全国的にそういうようなことを助成しているいうところがありました。滋賀においては、聞き及んでいるところでは、今のところは近江八幡がやっているようなことをお聞きしています。带状疱疹については、やはり高齢者になると発症しやすくなるとか、また、疲労とかストレスがたまると、そういうような症状になりやすいと載っておりました。特に町長あたりはいろんな形でいろいろなところに出て行かばるさかいに、疲労とストレスがたまっているさかいに、ひよっとしたらもう後期高齢の近い年になったさかいに、そういうことが起こる可能性がないことはない。そういうような意味も踏まえまして、保険適用ができないということはあるし、また、ワクチン接種すると、一応10年間は効果があるということもお聞きしています。

そういうようなことを含めまして、今回このような質問をさせていただいた

んですけども、やはり今後、こういうことが起こる可能性は、うちの町もあると思います。私の知人も、こないだしゃべっていたら、私まだ、おなかの周りに痕が残っているんですよという方もおられました。今言うように、予防接種法とかいろいろ細かいことがあろうと思いますけども、補助する点については、やはり町が決めることでありますので、いま一度、やはり予防についても含めて、一遍そういうようなことを考える必要があるのではないかと思います。最後に何か、一応検討してみるという言葉はお聞きしたんですけども、もう一度答弁をお願いしたいと思います。前向きな答弁をお願いします。

**村岸議長** 小西直美医療保険課長。

**医療保険課長** 西澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

現在、担当課において協議させていただいているところでございます。その他、財政担当課とも協議の方を今後させていただくことがございますので、他市町の状況等も勘案しながら検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

**村岸議長** 再々質問。

**西澤議員** 次行きます。

**村岸議長** それでは、次の質問。

**西澤議員** それでは、豊郷町の農業に関する対策ということで質問させていただきます。

まず、①担い手農家の育成について、②土地改良未整備田の地域支援及び用水路の整備について、③地元農産物を使った学校給食について、④集落営農法人間の連携について答弁を求めます。

**村岸議長** 岡村産業振興課長。

**産業振興課長** 西澤議員の、豊郷町の農業に関する対策はについてお答えをいたします。

①担い手農家の育成についてですが、現状、認定農業者においても家族経営の農業者においても、担い手不足については全国的に深刻な問題となっており、当町も例外ではございません。また、今年度は猛暑による単収の減少や、物価高騰により農業用の燃油、肥料、資材等が高騰しており、農業者の方にはさらに追い打ちをかける事態となっております。町といたしましては、今年度、本町の農業経営継続支援事業といたしまして、農業用の燃油、肥料価格等の高騰により影響を受ける町内農業者さんに対し、農業経営の安定化を図るため、補助事業を実施いたします。

②土地改良未整備田の地域支援及び用水路の整備についてですけれども、未整備田の地域につきましては、法定外公共物の水路、俗に言われます青線につきましては、各字からの土木要望として地域整備課に要望された場合は、地域整備

課で整備をしていただいております。補助事業といたしまして、補助金といたしましては、豊郷町土地改良事業補助金交付要綱により、要望や申請がございましたら相談に乗っていきたいと考えております。

③地元産農産物を使った学校給食についてですけれども、今年度は豊郷町の特産物であるよ坊かぼちゃんを使った豊郷プリン、ペーストかぼちやを給食として提供いたしました。また、今年度からJAさんを通じて豊郷産の野菜を給食に提供していただいております。

④の集落営農法人間の連携についてですけれども、町といたしましては連携されているのかは把握しておりません。また、湖東地域農業センターの取組に、集落営農法人連絡協議会があり、その中で集落営農法人の研修や意見交換の方も実施をされております。

以上です。

村岸議長

再質問。

西澤議員

それでは①の方からお聞きいたします。担い手育成の件ですけれども、昨今、農業機械の導入や、設備建設に対する国の交付金や補助金の経営内容が、地域での状況によりポイントが獲得しにくくなったのが現状でないのかなと思っております。そこで、豊郷町としての単独的な補助事業の実現はないのかという点についてお聞きしたいと思います。

用水路と土地改良の未整備地の件についてですけれども、豊郷町においては、未整備地は87ヘクかな、ほんで、土地改良が287ヘクだったと思います。そういう中で、個々の農業の団体、また個人の方々が未整備地に対して、田んぼを耕し、米を作っておられるのを聞いております。しかし、それをやめたというふうになってくると荒廃地になってしまいますので、その点についての町としての支援等は考えていないのかお聞きしたいと思います。

産業については、町内での担い手やJA、また、JAの子会社や町が補助金を交付し、必要な農業機械等の整備を行い、委託することで、農閑期での所得確保も寄与できるのではないのかなと私自身は思っているんですけれども、その点について答弁を願いたいと思います。

あと、集落の農業法人の関係ですけれども、集落営農ができたというのは、やはり集落農業初期の基本的な生い立ちというのは、やはり集落各部で農業後継者が不在となり、みんなで助け合い、農地の維持を努めようというのが原点であったかなと思っております。社会全体における労働不足とか、そういうことにより雇用年齢の引き上げが生じ、各集落営農組織における役員やオペレーター等の確保が困難になり、高齢化が進んでいる状況も見受けられます。しかしながら、農業生産と

農地の維持管理は今後も必要であり、そのためには近隣の集落間における連携組織を確立することにより、どれだけの延命を取れるかは未知であるが、チャレンジする意義は大きいと私は思うんですけども、やはり現状の中で、うちの吉田、八町はそこそこ大きいですけども、例えば安食西とか四十九院とか石畑さんも一生懸命やってくれてはるさかいに、そういうなんを1つにした場合に、やはり作業の効率化も含められるんと違うのかなと、私自身は思うんですけども、その点についてどのように考えを持っておられるか、答弁をお願いしたいと思います。

また、学校給食の件ですけども、今言われたように、坊ちゃんカボチャプリンと、野菜はJAかいな、で、やっていると聞いております。この中で今現在、JAや湖東地域農業センターにおいて、麺、中華そばの麺の適性がよい米粉用品種を使った食品か、そういうなものを考えて、今彦根市、愛荘町、甲良町においても実施栽培試験と並行して、製麺、菓子、うどん、ラーメンの試作品も開発されております。来年においては、ちょっと聞き及んでいるんですけども、豊郷町、多賀町においても試験栽培の計画がされており、湖東管内全域で栽培を行いますと、今後は学校給食での食材として利用し、また、観光資源としての活用も得られると、積極的に湖東管内で特財源の支援が得られると思いますけども、この点についてお聞きしたいと思います。

**村岸議長** 岡村産業振興課長。

**産業振興課長** 西澤議員の再質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり未整備田地域につきまして、豊郷町の9集落につきましては、おっしゃるとおり整備ができてないということで、小さい田んぼとやりにくい田んぼが多々ございまして、なかなかこう、担い手さん、大きな認定農業者さんもなかなかやりづらいというような状況がございまして。先日も認定農業者さんが集まって、集約についてお話ししたいということで会議を持った経緯もございまして、今後はやはり、一反一反をなるべく大きくして、やりやすいようにしてほしいとかいうような要望もありました。その中で、今現在、地域計画といいまして、各字で将来の農業、農業というか農地をどうしていくかというような話合いの方をさせていただいております。先日も高野瀬区では、実際にどうしていくんやというような、皆さん集まっている会議の中に参加をさせていただいております。そういうような中で、地域の中でも今後、この地域は残していく、もう、この地域については手を放していくというような話も、今、地域計画を策定するいい機会ですので、行政と一緒に考えていきたいなというふうに思っております。また、議員さんおっしゃるとおり、大きな農家さんへ

集積したことにより、家族経営の機械等もみんな手放されておりますので、なかなか、家族の方が農業に戻るかという、なかなかこう、田んぼを今から始めようかというのはなかなか難しいなというふうなものもございます。ですので、未整備田につきましては、どうしていくかというのはちょっとこちらの方も考えていかねばならないと、補助事業等についても考えていかなければならないなというふうには考えております。

先ほど申しあげました「ほたとばし（畦畔除去）」とか、そういうような事業につきましては国の方で、耕作条件とかいった国の補助金もございますけれども、こちらにつきましては200万円以上の工事とか、未整備田にはなかなか使いにくいような補助事業もございますので、こういったものを未整備田で独自で使えるように、町単独でできるような補助金を考えるというのも1つかなというふうには思っております。また、集落営農法人につきましては、湖東管内につきましては彦根の方で、1つ連携してやっておられるというのは聞いておりますけれども、なかなか、具体的にどうしておられるというのは、私どもの耳にはあまり入っておりませんので、またこういう、センターの実施されます協議会の中でも、皆さん方、意見収集させていただいて、どういようなことが課題で、どういうことで相談したいというふうなことが、こちらの方にも相談いただけましたら、聞いてまいりたいなというふうに思っております。

先ほどの米粉につきましては、こちらについても湖東農業センターの方で、米粉の活用につきましては、いろいろと今議論されて、大きく動いておられます。そのような関係、情報収集といたしまして、豊郷町でどうできるかというのを検討してまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

村岸議長

再々質問。

西澤議員

今、私の方からも、るるいろいろな質問させていただきました。今後についてですけれども、これから令和6年度に向かって、豊郷町が農業関係者に対してどのような支援を行うのか。やはりそれは、町単独でできるものは町単独で支援していただきたいと。しかし、豊郷町もやはり、基幹産業といえばやはり田んぼじゃないかなと私自身思っていますので、そういうようなことを含めて、いろんな形で農業の関係の方々に支援をしていただきたい。やはり、それも支援だけではなしに、やはり実際に関わってやらはるのは、農業に関係している方々の、やはりその努力等が一番必要かなと。やはり、何ぼ支援したって、やられる人が、いや、それはせえへん、あれはするとかいうもんやなしに、やっぱり、そういうようなことが一番大事かと思う。そういうような中で、また各団体の意見交換等

は、やはり行政と、その関係者との中で意見交換をしていただき、県、国に要望することは要望していただいて、より一層の農業の発展につながるような、豊郷町の農業の形にしていただきたいと思います。その点について、もう一度答弁をお願いいたします。

**村岸議長** 岡村産業振興課長。

**産業振興課長** 西澤議員の再々質問にお答えをいたします。

町単独でできることということで、本当に喫緊の課題となってきましたので、できる補助事業については考えていきたい。県下とか、近隣の市町の補助事業とかも確認しながら、できることはつくっていきたいなというふうには考えております。

しかしながら、農業についてはなかなか難しいものがありまして、役場でできることはなかなかこう、知れておりますので、皆さんでも考えていただかないとなかなか難しい問題でありますので、皆さんも考えていただいて、こういうことをしてほしいというような要望がございましたら、そちらの方についても考えていきたいなというふうに思って、今後、将来の農業のために頑張っていきたいなと思います。

以上です。

**西澤議員** どうぞよろしくをお願いいたします。

**村岸議長** 次に、河合勇君の質問を許します。

**河合議員** それでは冒頭に、今ここに立たせていただいたことを光栄に思います。それでは質問します。

選挙について町長に聞きます。10月29日に執行された豊郷町議会議員選挙期間中において、住民の方より、選挙に係る苦情等の通報が役場へあったと聞いております。あった場合、その件数は何件であったのか、また、どのような内容であったのか答弁を求めます。

**総務課長** 議長。

**村岸議長** 清水総務課長。

**総務課長** それでは、11番河合議員の選挙についてのご質問にお答えをさせていただきます。

選挙についての苦情の件数や内容についてのご質問ですが、正確な件数についてはカウントしておりませんでした。内容について主なものをお答えさせていただきます。まず、学校や病院の近くでも選挙カーがうるさい、それから選挙カーが長時間道路にとまって演説している、陣営の事務所に行くために公共施設を駐車場に使っている、街頭演説の際に陣営のスタッフがたばこを吸って

いて、子どもたちが煙たがっている、がございました。

以上です。

**村岸議長** 再質問はありますか。

**河合議員** 今、担当課長よりお聞きしましたところ、もっと深い話があると思うんですね、私は。それはここでは言いづらいでしょう。しかし、私この選挙期間中にね、私、現実には、自分の目の前で、日本〇〇党という看板を掲げてね、公道に、選挙期間中、毎日車が二、三台とまっております。これ、公道ですよ、そういう情報もあったと思いますよ。私、選挙期間中毎日見ましたから。前方から来た車が止まらなかったら対向できない。そういう実情があったものですからここで質問してます。それが選挙戦中、ずっとですよ。それにもまして一番ひどいのが、候補者の車がどで一んと事務所前にとまるとる。ここも公道じゃないですかね。私は自分の、個々の私有地だったら何も言いませんが、みんなそれぞれ、ないところは、私有地のところにあるのを、どこかを借りて、駐車場をつくっているのですよね、金が発生するかは知りませんが、そういうことをやるのが、私は公職の身のあたり前やと思いますよ。それを堂々と、もう何も構わず、なりふり構わず、ずっととまっている、こういうような情報等々は、課長、ありませんでしたか。

**総務課長** はい。

**村岸議長** 清水総務課長。

**総務課長** それでは、11番河合議員の再質問にお答えをさせていただきます。

公道にずっと車がとまっていたというような内容の苦情は、私の方には届いておりませんでした。

以上です。

**村岸議長** 再々質問。

**河合議員** こういうようなことは、本人が一番よう分かってるはずですよ。してはならないことは。

それと、皆さん、今回、この選挙補助金の公費が、我々、今回からこの交付金を提供させていただきました。これは立法である国会が始めたことでね。それを下までおりてきてね、私は当然、助成金に公費が、負担があるのかなと自分自身が思っていました。自分自身がね。だけど、この4月の町長選挙、補欠選挙からこの制度は利用されています。私は、今回のこの改選で初めて利用させていただきました。何と、私は後で、自分でつくて、なんです、これはいかなあつと、この制度は。これ、職員の方も住民の方々ももちろん知らんと思うけど、これ公費負担、選挙カー、1日1万6,100円掛ける5日間。車上運動員の運転手、1

人1万2,500円、5日間、燃料費は、それぞれ個々の走り方が違うので変わってきましょう、ポスター代33万円。このような金がね、これ、私は一部負担でもあるのかなと思って利用させてもらいました。それで、聞くところによると、これは全部、そのそれぞれの市町負担やということで、これは完全たる公費の、住民の皆さんの血税の謝礼ですよ。私はこの制度は、本町におきましては単独でも、次回からこういうような制度は私はやめてほしいなと思っています。これは議会発議でなんぼでもできることですからね、やろうと思えばできます。

そこで私は、私ですよ。今この公費を、私の計算ではこれ48万円使わせていただきました。ここにまだ、チラシ等々の方もおられるでしょう。これもみんな公費負担ですよ。ということは、これ以上の金を使っている方もおられるんですね。こういうことを住民さんにね、私は知らないと思いますよ。まして、議員は税金泥棒と言われていた中でね、こんなことが公に出たらね、私は住民さんどう思うかと思ってね、私は使った後にこういうことを言うのもなんですけども、ぜひともこういうような制度を、私は本町としても見直していただきたいなと思います。

そこで今、課長がそのような苦情はなかったと言いましたけどね、なかったんじゃないんですよ、あったんですよ。言いたくても言えない住民さんがおられたんでしょう。これ、選挙カーで皆さん回っている、回っている間皆さん見ているはずですよ、同じコース回っていれば。明るいうちはよろしいけど、暗くなったら大変危ない、本当にもう、考えるっちゃうよりは、もう常識も、非常識やと私は思いますよ。

ここで、もしこういうような事情等々があったら、選管としては警察に通報するのか、また、逆の立場でね、警察に通報があった場合に、警察から選管にそのような旨は伝わってくるのか、最後にしますがね、その辺ちょっと聞かせてください。

総務課長 はい。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、11番河合議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、公職の候補者たる方々につきましては、当然選挙中のみならず平時におきましても倫理感を持って行動、活動をしていただきたいというふうに、こちらとしても思っております。また、公費負担につきましては、本町の場合は選挙になるぐらい候補者が出ていただいていますので、そうお感じになるかも分かりませんが、日本中、よその自治体に行きましては、議員のなり手が無いということで再選挙とかいうようなことになっている自治体

もでございます。そのためにも、やはり若い方等にも出やすくするためにというよ  
うな趣旨でこの公費負担というものが始まっておりますので、本町の事情だけ  
で法的に認められた公費負担の制度を見直すのはなかなか難しいというふう  
にご理解をいただきたいと思います。

また、最後に警察等々の部分でございますけれども、選挙管理委員会の事務と  
か権限につきましても、地方自治法の186条第1項において規定がされてお  
ります。これについては、選挙の事務と関係のある事務だけを管理するという  
ことについて規定されておまして、選挙違反についての取締りなり、摘発を前提  
とした調査権はないというようなことになっております。また、公職選挙法にお  
きましても、同様の第7条に規定しておりますが、そのようなことにおいて、取  
締り等の権限は取締り当局、要は警察にしかないというようなことが書いてお  
りますので、該当の行為が違法であるか否かの審理、判断を行うべき義務も権限  
もなく、さらに、違反行為を取り締まるべき立場にもない。したがって、当該行  
為の事実を調査したり、警告を発する等の措置をする権限もないということ  
でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

**村岸議長** 次の質問に行ってください。

**河合議員** それでは、官地について町長にお聞きします。

私は、9月定例議会最終日の9月25日に開催した全員協議会において、町有  
地の上に個人の建物が建っている件についての経過説明を求め、町民の財産は、  
民法によって、162条の1項によって、占有時効たるもので、町有地の2区画  
が、取り得で個人名義になったのは皆さんご承知のとおりであるかと思いま  
す。その際に私は、今後、このようなことがないよう、ほかに町有地を無断使用し  
ているところ、場所がないかを調べて対応してくださいとお願いをしておきま  
した。これが1点ですね。

次に、そこでまず、電柱番号カミエダ12E8E8N4W1支線3及びカミエ  
ダ12E8N2W1支線2の土地に対する占用料は町に入金されておられます  
か。答弁を。

**村岸議長** 山田地域整備課長。

**地域整備・**

**上下水道課長** 河合議員の官地について答弁いたします。

電柱番号カミエダ12e8n4w支線3、及びカミエダ12e8n2w支  
線2の土地に対する占用料は町に入金されていないかの質問についてです  
が、1本870円で、電柱の方の占用料、入金されております。

以上です。

村岸議長 次の質問ありますか。

河合議員 再質問。

村岸議長 はい。

河合議員 1件目分かってるから再質問に決まってるやろが。

私は浅学非才な人間でありますから何を言うか分かりませんので、ご注意をお願いしたいと思います。

今、この前の件に関しては答弁なかった。お願いしておきました、空き地の。ここに書いておけるとおりに答弁を願いたい。ちょっと時間とめてほしい、もったいない。今、よろしいか。ちょっと時間止めてください、もったいないから。答弁なかったと、これ、担当が違いますよ。あなたは電柱でしょう、先に述べた答弁がされてない。私は再質問できない、答弁がないから。ちょっとちょっと、とめてください。

村岸議長 ちょっと座ってください。

河合議員 いや、とめてくださいよ、時間を。動いてますよ。

村岸議長 先ほどのやつね、西山人権政策課長。

人権政策課長 河合議員の質問にお答えさせていただきます。

前回、全員協議会で報告させていただきまして、調査してくださいということで受けております。今現状、分譲地については多々ありまして、今調査中でございますので、分かり次第ご報告させていただきます。すいません。

村岸議長 再質問行ってください。

河合議員 今、電柱は次の2にしゃべりますけどね、1の今の、とんでもないよ、ほんま。こんな法が適用されて、ほんま、住民さんのこれ、財産ですよ、私は何か、このことに関しては不思議でならない。いくら占有時効が成立したとはいえね、まず初めに、この土地に対して、私は全協で聞いたときに、ある議員は、わしに何がしたいんじやと、何か声が聞こえました。何たる質問かと、何たることかと思っただけ。おのれの土地ならどうしますか、町有地だから黙っとんでしょ、みんな。おのれの土地ならこれ、政治家（聞きとり不能）今これ黙ってますか。何かのモーションをかけますでしょ、私、そう思いますよ。ましてこの2区画ですよ。この中にもこの制度を利用してハウスをやられた方おられますよ。私も利用しました、これは。ちゃんと売買契約を結んでね。全協覚えてますか、課長、補佐が言うたこと。どこにも売買契約はないと、この2区画だけですよ、なかったのは。私もここに証拠持ってますよ、ないのは。周りは皆さん、なされていますよ、売買契約を、昭和55年から57年についてね。何でこの方だけがないのか。どう

して家屋だけの評価税がかかっておるのか、固定資産が。この評価税を審査に行った職員はどこを審査したのか、私は。私の家のときにはみんな来ましたよ。木造建築やからスケールもって、柱の隅々まではかかってはりましたよ。何か、何台かの数値をもったやつを持って、しっかり覚えてますよ、私は。それに対して評価してたんでしょ、家屋を。家屋をしたときには、その下はどないして、黙って帰ったんですか。当然、土地やから、ここには財産の中に、土地の中にはここに行政が残っていますのでね、調べたら分かる、どこの土地かは。だけど家屋は新築したら必ず審査に来るでしょ。それに対しての固定資産税がかかるんでしょ、なぜここだけが、家屋の固定資産税がかかってね、下がかからんだのか。この当時の町長は長谷川孝一氏ですよ、私も長谷川孝一氏から売買契約結んで、家に登記簿ありますよ。当たり前のことですよ、こんなことは。こんな常識っちゅうよりか、こんなもんはあってはならないっていうのは、こんなことがあったちゅうこと自体が私はおかしいと思いますよ。この時代ね。それは、世の中が混乱してる時期には、それはあったかもしれませんよ。しっかりと区画整理ができた場所にね、ここだけ2件だけが売買契約もない、何の書類もない、通りますか。これ、行政としてこれ、住民さんにこれ説明できますか。私はできないと思いますよ。この当時の、担当課長が調べたら行政分かりますでしょ、誰か。分かるでしょ。その当時の担当課長が誰だったのか。そのときは同和対策課ですよ、人権に変わったところで同和対策ですよ、この課は。同和対策課だからこれちゃんとしとるんのですよ。名前が変わったら人間も変わらな駄目ですよ。私はそう思いますよ。それも（聞きとり不能）言うだけのことですよ。何も変わりはない。ただしこのときに、その当時の職員は恐らく分かっていたはずですよ、言えなかったんでしょ、と思います、私は。当然分かっているはずですよ。そこで私は担当課にね、税務課にも聞きたい。家屋に税金がかかっているのに、なぜ土地にかからんだか。どうして請求、私には請求来ますよ、上と下に。毎年1回、なぜ家屋だけ送って土地には税が発生してないのかって、こんなもん、初歩のミスよりか初めから分かってしてたんですよ、こんなこと、私はそう思いますよ。断言はできませんけどね、と思いますよ。これは分かかって、できなかった理由があったんでしょ、と、私は思います。

しっかりとね、課長、まだこれからたくさんありますよ、せんなんところは。1平米でも1坪でも、しっかりとその点は調査してもらってね。また、その1坪でもいい、何坪でもね、家庭菜園される方おられますよ。私は見てますよ、駐車場にしていますよ。そういう方がこういう話をされたらね、また、ただ得で、ただ売りしなあかんねんで。これは皆さん自分のとこ、自分の土地として一遍考えてく

ださいよ。そう思いますよ。一斉にね。たとえ1平米、1坪でも、今現在使われておったね、契約書を交わして、たとえ1,000円でも500円でも、私は交わすべきだと思いますよ。そう思います。

続いて電柱のことですけど、この電柱が、少なかれ多かれ行政に、町に入っていると。これ電柱の、私も以前ちょっとしたところで、敷地占用料金ですよ、こういうふうな通知が来てたですよ。関電からね。こうやって、ちゃんと、これは隠すことはできないんですよ。公の金は公で入ってくるんやから、個人には個人に入ってます。当然、この敷地料やから。これ、一斉っちゅうのはおかしい、これ、北側にも、私が言うた電柱にもね、ここでも架線で引っかかってね、田んぼの河川の基礎に埋まっていますよ。電柱は河川に貼っていますよ。それを関電に、送配電っちゅうところに電話して聞いてください。入ってないところは。これは関電はたまにそういうミスがありますから、片方の電柱ね。両方とも入ってへんの、失礼しました。両方入ってへんな、ということは両方とも官有地ですよ、官有地ですよ、もれているところはね。

そこでお伺いします。今、その官有地の敷地のところに、私40年から前からね、どういうふうな状況だったかをよく把握していますよ。今ね、そこが、ある業者から埋立て指示されて、地上げされてますよ。土地にね。されてます。今町道とフラットになってます。その間に、今言うてるこの電柱の支線と電柱が入ってます。ということは、官有地を、わしは、私はこの間をね、田んぼのことはどうでもよろしいよ、個人で買って埋めたなら。けどこの、今、電線支線がね、関電から行政に入ってるってことはね、ここは完全たる官有地ですわ。それをね、私は埋めて、一遍見てくださいよ。担当課、農地転用なされたら、できたかどうか、後、確認行きませんか。私は農業は素人やから分らんけど、必ず申請しますよね。田んぼから農地転用、許可受けますよね、使用目的と、されますよね、それで申請許可を得たら埋立てオーケーですよ。しかし埋め立てるには白と青があって、私はそれは、今、仮に買うたところで、私はほんまに農業のことはど素人で分らんけど、3年3作っちゅうんですか、しばらくは埋められないというような状況になるところもありきですよ。その土地は知りませんよ、私は。ただ、埋まっておるから、今聞いたんですよ。はっきりと、支線と電柱がその土地に入るとんのやから、そのときに、その方は占用許可を取ったんですか、埋立てに。官有地ですよ。行って見てください、終わったら。私はここにちゃんと、写真も皆撮ってますよ。そういうことをなされている業者、その方はまたこの農業委員の何か、推進何とか、何とかかんとか委員の中に入るとるん違いますか、この方。はっきり言うたら分かりますので、農地委員の何か、専用のあれに入っ

とるん違いますかな。何やな、農地利用最適化推進委員さん、ここに入っておられる方違いますか。こういう方でね、ましてや、土木にプロの方が、そういうようなことをすると、私はこれはおかしいと思うんですね。しっかりと、一遍見て、後でいいですから私に伝えてください。適正かどうか。

それと、また戻りますけど、今のこの得々土地ですね、得々土地、なぜこのような結果になったか、これ、個人が「上（じょう）」ですから、周りの方、私も、こういうような問題が起きるまでは、その方の土地だと思っとった。皆さんそう思ってるでしょう、周りの方も。なぜこれが発覚できたかと、今、何かこの方の持ち主がね、周りから迷惑がかかるので処分したいということで行政に相談があったと、行政は個々のことやから、それはうちでは対応できないと、それは当然ですよ。だから、その方が民間の不動産屋さんに相談に行ったんです。私も、不動産屋であれば受けますよ、商売ですから、当然ですよ、仕事ですから、私が不動産屋でも受けますよ。しかし次にすることは、骨格はどうなっているのかとか、裏があるのかないか、誰でも取りますよ。そこがとった結果がね、下が町有地やと、どういうこっちゃと。こんなことがね、ここで、私は初めて、今、全協でも言いましたけども、鈴木議員がね、去年の9月議会でこの件に関して触れますよ。鈴木議員は誰にこの情報を聞いたのか。頼まれた言うけど、頼まれる以前の話ですよ、こんなことはね、この話の内容、ずっと、読むと時間ないのでね、ほんまにこれ、9月議会でしっかりと述べてますよ。上が家屋で下が町有地やと、今問題になっているあそこのどんぐり公園の前違いますよ。皆さんは全協でなんか振り返ってね、私が文句言うてるように言いましたけど、私はあそこの件は一切触れてませんから。あそこは、私は逆に行政執行しなさいいうて、言うたはずですわ。本人のところへ行って来いと、鈴木議員が言うたからできたん違いますよ。あれ、私が最後に一言言うたからできましたんやで。ただ、その方は良識な方があってできたものですよ。私はそう認識していますよ。その方も、このようなことになったら、だらだら言うたらいまだにできませんよ、だから私は、その方は良識と常識がある方だなと思ってますよ。これは、町に対してありがたい話ですよ、負担行為がないんやから。と、私は思ってますよ。ただしこの件に関してはね、鈴木議員はこれ、どこでこの情報を得たのか、もう、決まっておりますよ。おそらくこういうふうな方と接触があったんでしょう。ここに書いてますから、読んだら時間ないのでね、言いませんけども、そこで私は課長にね、選挙前、この件に関して、今の埋立地に関して、私、こういうことがあんのやけど、どうやろというような相談に行きました。これ、選挙前やから、ちょっと私の営業回りも絡んで、選挙後にまたゆっくり話しますというて、話せる機会をこ

こで持たしてもろたので、ありがたいことですよね。なかったらここへ来てませんから。

それで、私はその件に関して、ちょっとわしは、あることで、私事で、事務局に二、三日後かな、行きました。したら、公務のためというて鍵が施錠してました。公務やったのは10月の18日かな、水曜日、確か10月の18日の水曜日でしたかね、に、私来たら、公務のためというて事務所が閉まってました。その1時5分に、課長から電話がありました。言うてるこの業者が来ましたと。ちょっと、私はあまりにも不自然でね、こんなまれなまれがあるんかと、業者が来ましたと、何やと、私は選挙後に言うって言うたはずやと。いえ、その件で来ましたと。どのような会話かはちょっと忘れましたが、私の聞こえたのは、どうにかならんのか、買えるんかというような言葉に聞こえたんですけどね、私はやで、そうとは言うてませんよ。ただし、業者の方、先ほどの字と同じ業者ですわ。同じ業者ですよ。その方はプロですよ、その辺はもう、現地見たらもう、わし分かると思うんやわ、現地見たら。こんなもん、官有地が黙って買えるわけがない。個人なら個人売買あればそんでいいでしょう。さっきも言うたけど、私は個人のこと言うてませんよ。ただ、そうやって話がありましたと。10月の18日ですよ、水曜日ですよ。その日のうちに何があったか、出た方は分かってるでしょう、私はその空間が疑ってるんですよ。ましてや課長から、1時5分に電話がありましたよ、私にこの着信残ってますよ。その件で来ましたと、そんな偶然がありますか。私はそう思いますよ。

私は課長を信頼してね、ここ何年間、本当に信頼して私は何度も相談へ行きました。これが事実、グルというのであればね、私はこれは、いかななものかと思えますけどね、私は、ないのは当然だと思いましたが。私はそう思いますよ、なぜこのようなことがね、まあ、間がいいのかどうか知らんけど、私はちょっと靈感がちょっと働き過ぎてね、私は靈感が強くて悪がつくんですよ、私の場合ね。私は悪霊しか来ませんのでね、もう、ほんまに率直にしゃべってますけどね、内心は怒ってますよ、ほんまにね。ただ、そういうようなことが現状起きてますよね。また、たまたまね、その日に限って、偶然が偶然か知りませんが、と、あるところにね、違う担当課から、どかしなさい、撤去しなさいというようなことが来たということですからね、私はこんな偶然があるんかいと、私は不思議でならない。こんなことが、こんな偶然なんか、私、今でも疑ってますよ。こんな偶然があるんかいと。同じ日に、時間もたたないうちに、私は嫌がらせかな思いましたよ。その前に、私がこの質問をね、こんなことすること自体が分からんはずですよ、今日まで。それは議運は知ってますよ、審査するんですから。だって

議員の皆さんはこれ分かんと思いますよ、今日まで、ここへ来るまで、質問状はね。なぜそのようなことがね、私は、自分勝手の想像ですけど、そう思ってますよ、こんな偶然があるかと。

そこで私は、質問前後しますけどね、先ほどの土地でもね、こんな情報を議員が知るわけがない。土地ですよ、課長。同対事業の土地ですよ。それ、一般質問してるんですから、この件に関してはその1回切りですよ、それとは、今のどんぐり公園の前はもう何回もやってますわ、くどいほど。私はそれを、職員を見かねて、私はそうしたらどうですかと今言うたんですよ。それが執行されたらこの意見がなくなる、質問が。ほたら、この前の件に関してはそれ1回きりですよ、なぜですか。なぜか分かりますか、分からないでしょ。先ほどから言うてる、ずっと質問から続いていますけど、これみんな親族関係ですよ。自分らのことだけは表に出さない、これ、万が一間違うて、私の関係者だったら、今ごろマスコミ使ってますよ。やっていますよ、100%。自分たちの親族、身内が絡んどるからこれで終わってるんですよ。しかしこれは鈴木議員の、私は、おのれ自身の不徳やと思いますよ。この人がこんなこと質問したなんて、こんなこと分かんが。私はこの質問に対して、おかしいじゃないかいというて追及したんですよ、今まで。これ、墓穴掘りましたよ、鈴木議員は。ここで言うんじゃないで裏でやったら、これ分かんじまい、表に出たから分かったもんや。そこへこういうことを、おのれのことも皆さん、さておいてね、人のことはどうたらこうたらとひどいことをやる、こういうような根性、私は許せませんよ。それに対して、どうですか、担当課、今私の言うたことね、これが間違っと思ったら怒ってくださいよ、かまへんで。

地域整備・

上下水道課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長 河合議員の再質問にお答えいたします。

まず、河合議員から連絡があったのは、10月の13日金曜日やったと思います。そのときに、その土地が埋められて、いろいろな関係があるので、黙っておいてほしいと僕は言われました。なので月曜日、うちの補佐は休みやったんですけども、月曜日にある不動産が来られて、その土地の形状がおかしいので、調査したいので協力いただけんかということで、次の17日の方に、うちの補佐と一緒に現地へ確認に行っています。そのときに、僕らも土地の形状はあまりよく分からなかったのが近所の方に聞いています。そこである程度分かってきま

したので、不動産屋の方に官民境界してもらわな困ると、水路も埋められているので、処分するのか掘り起こすのか、どちらか判断してほしいということを伝えてあります。業者の方には、土地の所有者にも言うてくださいと連絡しました。そのときには、うちの補佐には河合議員から言われたことを一切伝えておりません。何も言わずに、黙って、業者から連絡があったので行ったということでございます。この後18日に、やっぱり言うなと言われてたのに、業者さんが来て、僕らは現場に行っていますので、河合議員に連絡を入れたという次第でございます。

その後、11月22日になるんですけども、土地の所有者には、不動産屋から連絡があったのかどうかと、やっぱり町有地と水路が埋められているので、これは後で、お互いに話し合っただけでどうするかを決めましょうということとは直接伝えてあります。

以上です。

**村岸議長** 西山人権政策課長。

**人権政策課長** 河合議員の再質問にお答えいたします。

このたび、取り得という議員おっしゃるような形になってしまったことに関しましては、町としてのミスといたしますか、損失のあることであると思います。おっしゃるとおり、当時担当の、多分税務課の職員やと思いますけども、家屋の方の調査をさせていただいて、当然税金をかけておるものですから、議員おっしゃるとおり、土地の所有者を何で確認しなかったのかと、当然、皆さんそう思います。私もそう思います。その辺、どういう経緯で、因果関係があって、どういう形になったかというのは、皆目見当もつかないお話でございます。今後ないように、当町といたしましても、調査を含め毅然とした態度で対応してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

**村岸議長** 再々質問。

**河合議員** 地域整備課長、話は十分分かりました。私は疑いが強い方ですから、お許しを願いたい。ですからね、そうやって分かっているところを、そのように業者と不動産会社が話をする、これ、もってのほかですよ。官と民ですから。当然、先そっちでしょう、する前に、と、思いますよ、私は。やったら、後で言うたら何でもできる。通りませんよ、そんなことは。まずは手順を踏んで、先にそっちからやって、次にこれをやると。

そこで、ちょっと時間もないんですけど、人権課長、あつてはならない、ならへんじゃないんですよ。あつたら駄目なんですよ。駄目なんですよ、あつたら。これ、このままずっと黙っとつたら、ああいうような質問がなかったら全然分か

りませんよ、これ、ほんまに。それで議員は、あったことは聞くのは当たり前でしょ。どないすとか何とかと、当然でしょう、ここに来ている限りは。言うこと自体おかしいですよ、私に言わしたら。聞いたことは納得するまで聞かな駄目でしょう。何もなかったらほんでよろしいけど、これはあったんですから、それをここで議員が質問したり、全協とかいろんな委員会で聞いたり、当たり前でしょ、そんなことは。と、思いますよ。

それと、もう1分足らず、岡村課長、この申請等々の手続は田んぼから埋め立てるんですよ。初めは田んぼでね、畑もあるでしょう。いろんなのあるでしょ。それで、地目変更するでしょ、そして使用用途を書くでしょ、何に使いますかと、その許可申請を、田んぼのまま埋め立てるのはオーケーなんですか。どうですか。田んぼのまま埋め立てますでしょ、埋めたまんまで、使用目的は、資材置き場では、そういうのも通るんですよ、私はちょっと分からないから。それでまた次の方が、今、業者があったらね、今度は地目変更は宅地ですよ。そうするんですよ、順番は、だから今はどうなってますか、あそこ。使用目的と下は合うてますか。と、私は聞いているんですけどね。

**村岸議長** 岡村産業振興課長。

**産業振興課長** 河合議員の再々質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、農地法につきましては第4条、第5条の方で農地転用というようなことがあります。こちらにつきましては、おっしゃるとおり、農地から何に変えたいとかいう理由をもって申請されます。それについて当町の農業委員会の方で許可を出してまいります。

現在おっしゃられておられると思われる日栄の農地につきましては、資材置き場ということで、農業委員会につきましては、それでかかって申請されて、それについて許可をしております。

以上です。

**河合議員** 資材置き場は田んぼのままでもええわけやな。(マイクオフのため聞きとり不能)やな。

**産業振興課長** その後、登記の方については、どう変えておられるかは、まだ、うちのところでは把握はできて。

**河合議員** 田んぼのままでもええんかって聞いとんのや、登記は。資材置き場で。

**産業振興課長** 登記は当然、農地転用が出た時点で、埋められたら埋められた時点で変えていただく必要がございます。当然、農地から転用された時点で登記の方は変えていただきます。

**村岸議長** 次に、本田清春君の質問を許します。

**本田議員** 一般質問を行います。

質問事項ですが、小中学校のトイレを全て洋式に改修してほしいと、見解を求めたいと思います。各家庭でのトイレの洋式化は進んできており、子どもも洋式トイレに慣れ親しんできています。学校も状況に応じた対応が求められると考えます。学校トイレを全て洋式化することを求めたいと思います。見解を求めます。

小中学校の体育館に断熱改修工事を施して、エアコンの設置を求めたいと思います。地球温暖化が進み、5月頃から熱中症が憂慮される事態となっています。学校では直射日光を受ける運動場での活動を避け、体育館での活動となる場合が多くなります。今のままでは、体育館も熱中症が生まれる事態も予想されます。成長期の子どもの安全・安心を確保することは行政の務めであると考えます。体育館に断熱改修工事を施し、効率的なエアコン設置を求めます。見解を求めます。

3番、区の分館活動として利用するグラウンド照明費用は無料にすべきだと考えます。区民のコミュニケーションを深める目的で実施されるスポーツ活動への支援が今求められています。この分館活動として利用するグラウンド照明費用を無料にする支援を求めますが、町の見解を問います。

4番、除雪基準の見直しを求める。町民から生活道路の除雪をしてほしいという要望が多く寄せられています。町内では新しい住宅団地がつくられ、従来の除雪の基準を見直すことが必要になっているのではないのでしょうか。少なくとも学童の通学路の除雪は十分に確保されているのか、答弁を求めます。

5番、南川の浚渫工事等草刈りを早急に進めてほしい。南川の河川管理は県土木事業事務所であるが、川の浚渫と草刈りの要望をしてもなかなか実現していません。これが実現できるよう、近隣の甲良町などと共同で県土木事務所に働きかけを求めています。町の見解を問います。

**村岸議長** 西山教育次長。

**教育次長** それでは、本田清春議員の一般質問のうち、1番から3番の方を教育委員会からお答えいたします。

まず、小中学校のトイレを全て洋式に改修してほしいのご質問にお答えいたします。学校施設のトイレにつきましては、令和5年6月議会において中島議員の一般質問にお答えしましたが、豊日中学校の校舎については全て洋式化を完了しております。また、両小学校については、本議会に上程しております議第99号豊郷町一般会計補正予算（第7号）において実施設計の予算を計上しております。今後、学校施設環境改善交付金の事業採択がなされた段階で、改修の方を行っていきたいと考えております。以上です。

続きまして、小中学校の体育館に断熱改修工事を施し、エアコンの設置を求め  
るのご質問にお答えいたします。小中学校の体育館への空調設備の設置につ  
きましては、令和5年9月議会においてお答えしたとおりです。以上です。

最後の3番目ですけれども、区に分館活動として利用するグラウンド照明費  
は無料にすべきのご質問にお答えいたします。町民グラウンドの照明施設の  
使用料については、豊郷町使用料及び加入金の徴収に関する条例第4条第2号  
及び同条例別表第3において使用料が定められております。また、同条例第5条  
において豊郷町に住所を有する者、または豊郷町内に所在地を置く法人及び団  
体に限り使用料を減免しております。施設の使用料につきましては、受益と負担  
の原則に基づき設定されていることから、無料にすることは考えておりませ  
ん。  
以上です。

地域整備・

上下水道課長

議長。

村岸議長

山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長

それでは私の方からは、質問の4番と5番にお答えしたいと思います。

まず、除雪基準の見直しを求めるということで、豊郷町の除雪は、平成27年  
度は14キロほどでございました。平成29年度の豪雪以降、除雪延長を増加し  
ており、現在は29キロとなっております。

平成28年度までは、軽トラに排土板除雪、バックホーでの除雪が基本でした  
が、他町で事故があり、道路法の厳守によりガードマンの設置が必要になった  
ことから、平成29年度からタイヤショベルでの除雪と体制が変化したことに加  
え、強化されました。そのため延長を増加することが可能となっております。

当時の増加路線の除雪は、主に幹線道路、幼稚園、すまいるたうんばすの運  
行路、地元要望の協議結果の道路としていました。令和3年度の記録的な豪雪  
以降は一部通学路も除雪対象としております。今後は教育委員会に通学路の  
情報を共有しながら検討していきます。以上です。

次に、南川の浚渫工事と草刈りを早急に進めてほしいについてお答えいた  
します。南川の浚渫については、2019年、令和元年の2月19日に区長、副  
区長、湖東土木事務所河川課長ほか、関係者と現地視察を行っております。  
その中で、南川の雨降野区間は非常に清掃が行き届いており、感謝の言葉  
を述べられていました。愛荘町のフクソノ区間と、県道彦八甲西線から山  
側、甲良町側の浚渫要望では、草が多少生い茂っているが、実際は土砂が  
少ない。他の地域ではもっと土砂が堆積しているところがあり、優先順  
位としては低いとのことで、浚渫は

しないということになりました。現在、甲良町の上流部分が土砂などの堆積がひどい状態であるため、そちらの浚渫に取りかかると聞いております。

また、草刈りの件ですが、雨降野が実施する河川愛護は、県道彦根八日市甲西線から山側、甲良町側の方は実施しておりません。管理は滋賀県湖東土木事務所となりますので、草刈りの要望をしていこうと考えています。

以上です。

**村岸議長** 再質問。

**本田議員** 再質問します。2点目ですが、県議会でもこの問題が取り上げられて、検討課題とするというようなことを答弁しているようですが、私は緊急の取組が今必要だというふうに考えます。

例えば草津市では、小中学校体育館に空調設備工事予算がもう計上されています。草津市が挙げている、体育館に空調設備が必要だという点が4点挙げられています。それを読みますと。

**村岸議長** 本田議員、1番のやつはよろしいんですね。

**本田議員** いいです。よろしいか。

**村岸議長** はい。

**本田議員** 1番、近年の夏場における猛暑の長期化で、通気を行っても外気温が高くこもりやすい。特に中学校では体育館を使用する部活動で、熱中症リスクが年々高まっている。学校行事のほか、学校開放、地域行事における夏期体育館利用の推進、快適化につながる。

4点目は、自然災害、特に風水害の頻発・激甚化により、体育館を避難所として利用する可能性が高まっている。このような理由を述べて取組が始まっていますが、本町でも条件は同じであり、エアコン設置は必要と考えるが、所見を伺います。

**村岸議長** 西山教育次長。

**教育次長** それでは、本田議員の再質問にお答えいたします。

こちらの方、9月の方でもお答えはしているんですけども、体育館の空調設備については必要というのは当然、既に認識の方はしております。ただし今年度、豊日中学校の校舎のエアコン改修の方も実施しておりますし、体育館のLED化の方の工事もしております。今後、補正予算の方でも計上しましたけども、小学校のトイレの改修の方も予定しておりますし、まだ豊郷小学校のエアコンの改修の方も今後控えているという状況で、継続的に、ここ数年間、大型の改修工事の方を毎年度やっているという状況もありますので、その辺も踏まえて、先に、本来やるべき校舎のエアコンが故障すると、授業中に全くエアコンがないとい

う状態になりかねませんので、そちらの方を優先しているのと、学校現場の方からトイレの方の早急な改善をという、そちらについてはP T Aの方からの要望もありましたので、そちらを優先して事業化をしているという状況の方をまず踏まえまして、今後、学校施設環境改善交付金の今年度の枠の拡大の方もありましたので、ただ、大規模改造で町の設備事業にどの程度充当されるのか、当然まだ校舎にエアコンのない学校というのは日本全国どこにもありますので、まず、優先的には校舎のエアコンの方から交付金の方が充当されていって、余るといっておかしいですけども、余剰分については大規模改造の空調の方に充当されるという、国の方の補助金採択の都合もございますので、そちらの方と、あとは当然、町の財政計画の方にもありますとおり、基金の状況であったりとか地方債の状況、先ほどから何度も申し上げておりますけども、環境改善交付金の採択の状況、その点を踏まえて、事業化の方はこれまでどおり実施しているということです。たちまち、確かに夏場の猛暑、酷暑というのは議員おっしゃるとおりでございますし、今年度、L E Dの改修をする際に、一番上の足場のところまで上がりましてけども、40度を超えているという状況の方もありましたので、ただ、9月でもお答えしましたが、断熱工事を同時実施するという前提条件の方がございますので、その断熱工事をどこまでやるのか、範囲をどうするのか、屋根までやるのか、屋根も壁面もというふうに考えていきますと、どうしても事業費の方が大きくなるという部分もありますので、そうすると町の単独の一般財源の方もある程度活用せざるを得ないという状況も踏まえて、今後、適切に判断の方をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**本田議員** 再々質問です。

**村岸議長** 再々質問。

**本田議員** 必要性は認識しているというように受け止めたんですが、私はこの暑さはやっぱり異常だと思うんです。その状況を考えたときに、一刻も早くこの体育館にも手をつけるべきじゃないかなということを訴えたいんです。子どもたちはやっぱり、この町の主権者でもありますし、子どもたちは適切な保育や教育を受けることのできる権利者でもあります。

ところで、2023年4月に発足したこども家庭庁は、こども基本法を定めました。そこでは「こどもまんなか」をうたっています。第3条では、子どもに関する政策を決める際、当事者の意見を聞くということも定めています。私はこの選挙の際に、子どもたちにも、この体育館にエアコンを設置するということを訴えたら、よく聞いてもらったと思います。子どもの最善の利益が優先されるとい

うことを、このこども基本法では定めていますが、夏場の暑さは今後とも下がることはないと思われます。社会として、子どもたちに夏場の運動を保障するためにも、早急な冷房設備設置は必要と考えますが、今、必要性は認識しているということですが、少し見通しをお聞かせ願いたいと思います。

**村岸議長**  
**教育次長**

西山教育次長。

それでは、本田議員の再々質問にお答えいたします。

以前から必要性については認識していると明言をしておりますので、その点、ご留意いただければというふうに思います。

見通しはということですが、今年度、実施設計の方を行います両小学校のトイレの洋式化の補助金の採択が、来年度確実にされれば、当然令和六年度中にトイレの改修の方を行います。ただ、令和6年度に本来予定しておりました豊郷小学校のエアコンの入替えがその分、当然1年遅れますので、令和7年度以降のできるだけ早い段階で、交付金が採択された段階で事業の方は実施していこうというふうに考えております。現時点で、教育委員会として考えておりますので、当然、町の財政計画等々もありますので、それがうちの計画どおりに進むとは限りませんので、その点ご留意いただければというふうに思います。

それ以降に体育館のエアコンの設置、小学校を先にやるのか、中学校を先にやるのか、その点も踏まえてというふうに考えております。令和何年度にやりますというのは名言できませんけれども、できるだけ早い段階で事業化の方を実施していったら、交付金の採択がされれば、当然事業の方は早急に実施したいと考えております。こども家庭庁で「こどもまんなか」というふうに議員おっしゃっていただきましたけれども、当然、子どもに聞けばエアコンがあった方がいいというお答えは当然いただけると思いますけれども、確かにエアコンがあればいいのは当然なんですけれども、我々としまして、ない袖は振れないというのがありますので、その点、ご留意いただければと思います。

以上です。

**村岸議長**  
**本田議員**

次の。

では、3の分館活動に関するグラウンド照明費用の問題についていきます。

区の活動費用は、多くは町からの補助金や助成金を使用しております。区の活動は、区民の相互の交流や行事や文化活動として行っているわけですが、とりわけ若い人が参加できるような、そういう仕組みが今後とも町としては必要かと思えます。そういう点で、本町の課題でもなっていると思うんですが、若い人が区の活動に参加するためには、やはりこうしたグラウンドを使用することが今後あるかと思えます。そういう点で、分館活動として活性化すれば区

の持ち出し分が大きくなるという、こういう矛盾が起こるわけですね。そういう矛盾をなくすためにも、グラウンドを使用する場合は無料にして、分館活動を活性化するというように図ることが有効な方策と考えますが、見解を伺いたいと思います。

**村岸議長** 西山教育次長。

**教育次長** それでは、本田議員の再質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、分館活動の方の充実に若い人を参加していただくというのは当然、おっしゃるとおりかというふうに思います。しかしながら、先ほども答弁させていただきましたが、当然、受益と負担というのがございます。当然、その受益を受ける方が一定ご負担いただきますというのが使用料の原則になってきておりますので、それを全額無料にするとなると、当然電気代の方も高騰しておりますし、我々としては施設の維持管理の部分も当然義務としてやっておりますので、全額無料というのは現時点では考えておりません。ただ、分館活動の補助金につきましては、今現在、分館事業費補助金という形で各字の分館の方に補助金の方は出しておりますけれども、現時点で、社会体育部門での分館活動の補助については、今のところメニューとしてはございませんでしたので、来年度にできるかどうか分かりませんが、社会体育部門の分館活動の補助金メニューを、できれば考えていきたいなというふうに、今現時点では社会教育課の方とそういう協議の方をさせていただいておりますし、頑張る自治会（ざいしょ）応援プログラムの補助金もありますので、一定、分館活動の補助、全額無料には恐らくできないと思いますけれども、一部、分館の補助事業のメニューとして社会体育を含めるまでの間は、頑張る自治会（ざいしょ）の補助金の方もありますので、そちらの方をご活用いただければというふうに考えております。

以上です。

**村岸議長** 再々質問はありますか。

**本田議員** いや、次行きます。

**村岸議長** 次ですか、はい。

**本田議員** よろしく、社会保障部門がないのでということも含めて、この部門での状況を開いていただくようお願いしたいと思います。次行きます。

除雪のことですが、私、除雪の要望については何人もの人から要望をお聞きしているんですけども、町への要望として、この除雪の要望としてはないのかどうか、どんな内容なのか、どのようにご説明されているのかということをお聞きしたいと思います。

**地域整備・**

上下水道課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長 本田議員の再質問にお答えいたします。

除雪の要望については、まず、毎年秋の区長会に、各字の区長に各字の除雪する区間を聞いております。そのときに申請を持って来ていただくんですけども、そのときに、ここの区間除雪してもらえないだろうかということをお話しされますので、それが要望になっているのかなと思います。それ以外で、一般の方からは除雪の要望はございませんが、何と言ったらいいんでしょう、雪が降ると、やっぱり家の前を除雪してほしいというのが多々電話かかってきますので、それが要望になるのかなと思います。

以上です。

村岸議長 再質問。

本田議員 学童道の除雪というものについて説明がなかったように思うんですが、学童道も、この前説明に担当課に寄せてもらったときも、学童道が変更していることも承知じゃなかったと思うんですが、学童道への除雪という点について、最後にお聞きしたいと思います。

地域整備・

上下水道課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長 本田議員の再々質問にお答えします。

一番初めの回答の中で、令和3年度から、一部通学路も除雪の対象として増やしてきておりますし、今年度も除雪の対象として増やしております。

以上です。

村岸議長 次の質問に行ってください。

本田議員 最後の南川の浚渫の問題ですが、最後の話では2019年ですか、話し合いをして以降できてない。2019年、区長が現地で云々というご説明があったと思いますが、この間の、私も現地を見てきたんですが、本当に草が生い茂っていて、なかなか住民の方も、草を刈りに入るんだけど、今の状況ではできないと。一旦大雨が降ると、非常に水かさが増えて危険な状況になるという、そういう点では、何て言うかね、住民の危機にも感じるような状況にあるということをお聞きしました。そういう点で、優先順位が低い云々という、そういう説明では納得できないんですが、甲良町でも議会で取り上げられて、この問題を、南川の浚渫問

題については話が出ているようですから、甲良町とも協働して、県土木事務所に話し合いを持ってもらえてはどうかと提案したいんですが、いかがでしょうか。

地域整備・

上下水道課長 議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長 本田議員の再質問にお答えいたします。

まず、雨降野からは、30年度の10月30日以降は、この浚渫の要望というのが出てきておりません。令和2年度に、雨降野区として川ざらい事業といたしまして、河川愛護事業の中で重機を川に入れて土をならすということをされておられます。なので浚渫ではないんですよ。草を取って土を平らにするという事業もされておられます。なので、当時も県の方がおっしゃったのは、草は生えて、伸びて、河川が覆っているように見えるけども、実際のところ土砂が少ないということでしたので浚渫ができないということでございます。なので、今回は甲良町の第一河川、向こうの県道から上の方の、南川の方がすごい土砂がたまっているので、それをするというの聞いています。それ以降の南川については、また、字から要望が出てきたり、また、甲良町でも要望が出た場合は一緒に要望することは可能だと思いますので、その部分については、県の方に言うていこうと思っております。

以上です。

村岸議長 再々質問はありませんか。

本田議員 結構です。

村岸議長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

議員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。残る一般質問は明日6日水曜日、午前9時からいたします。

本日はこれで延会します。ご苦労さまでした。

(午後0時09分 延会)